

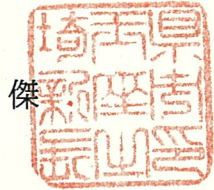
新座市告示第 350 号

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 第 1 項の規定により下記の書類を交付するので、本市財政部納税課に出頭の上受領されたい。

なお、下記書類を受領しないときは、地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により告示の日から起算して 7 日を経過したときに、その送達の効力を生じる。

令和 8 年 10 月 29 日

新座市長 並 木



記

送達すべき書類の名称	送達を受けるべき者の氏名
令和 6 年度国民健康保険税過誤納金還付通知書	THIBAULT YLDIA AGNES DIENA
令和 8 年度国民健康保険税過誤納金還付通知書	COLES MARINA JEANNE